

幼保一体化施設園の現状と課題 ～岡山市，真庭市，美作市内の4園を中心として～

Current Situations and Future Problems in Nursery-Kindergarten Integrated Institutions:
In the Cases of Four Institutions in the Cities of Okayama, Maniwa and Mimasaka

(2013年3月31日受理)

森元眞紀子 三村 玲子
Makiko Morimoto Reiko Mimura

Key words : 幼保一体化施設，長時間保育，短時間保育，子どもの生活

抄 録

我が国は現在，保育の場の編成に向かって大きく動いている。岡山市内の2園，真庭市内の1園，美作市内の1園の幼保一体化施設園4園の聞き取り調査結果から，幼稚園と保育所を一体化施設園として考えていくにあたっての課題を明らかにする。

はじめに

我が国は今，少子化問題等の影響を受け，保育の場の編成に向かって大きく動いている。

平成24年6月に「子ども・子育て関連3法案」が国会に出され，8月に可決。これからの我が国の保育のあり方が示された。認定こども園法の改正により新たな「幼保連携型認定こども園」が創設され，その中の職員である「保育教諭」は，「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。こうした状況の中で，「保育士養成課程等検討会」が再開され，免許・資格の併有促進という観点からの検討がなされている。同時に「幼稚園教諭の普通免許状に係わる所要資格の期限付き特例に関する検討会議（文部科学省）において共通の観点から検討がなされている。

我々は，過去2年間に渡って岡山市における幼保一体化施設園の現状から，これからの子どものための保育集団施設のあり方についての考察を進めてきた。注1)

今回は岡山市内の幼保一体化施設園とは異なる形の真庭市落合垂水938-1の「落合こども園」（平成19年4月岡山県より認定こども園第1号として認定）と美作市猶

原中277-1の「美作市立美作北幼児園」の現況を併せ考えて，今後保育の場の編成にあたって，考慮しなければならない点について検討する。

研究の目的

現在，岡山市内で幼保一体化施設園としての機能をもつ岡山市立御津幼稚園・金川保育園，灘崎にここにこ幼保園（岡山市立灘崎幼稚園・岡山市灘崎保育園），真庭市の「落合こども園」と美作市の「美作市立美作北幼児園」の教職員への聞き取り調査の結果から，幼保一体化施設園の進め方，長時間保育のもたらすもの，保育内容，保育者に求められる資質能力，保育者の資格，養成校の課題について検討することを目的とする。

研究の方法

平成24年12月，平成25年2月に，聞き取り調査をした結果から，幼保一体化施設園の今後のあり方を考察する。
<調査対象園>
調査園の選択理由

- ・公立園の幼保一体化施設園
岡山市立御津幼稚園・金川保育園
灘崎にこここ園（岡山市立灘崎幼稚園・灘崎保育園）
落合こども園（認定こども園白梅保育園・認定こども園落合幼稚園）
美作市立美作北幼児園
美作市立美作北幼稚園・美作市立北保育園

<聞き取り調査の内容>

- 1 一体化園を設置（に移行）した理由
- 2 幼稚園，保育所の建物の位置関係（配列の特徴）
- 3 保育計画等
子どもの生活のあり方（特に3，4，5歳児）
- 4 教職員の所轄場所
- 5 一体化施設になってよかったこと
- 6 今後の課題

<見学・聞き取り調査の期日>

平成24年12月19，25日 平成25年2月

<調査者>

森元眞紀子 三村玲子

聞き取り調査の結果

聞き取り調査の内容に基づく結果は，以下のとおりである。

備考：A園 岡山市立御津幼稚園・金川保育園

B園 灘崎にこここ園

C園 落合こども園

D園 美作北幼児園

年度は名称が一体化施設となった年度を表す。

1 設置理由

	一体化施設になった理由
A園 19年度	働く女性の子育て支援と子どもの養育に不安，悩みを持っている人のために，保育園，幼稚園，子育て支援センターの複合施設として設置。保育園のあった場所に建設。
B園 19年度	幼稚園がない地域であった。保育園の建て替えに伴い幾つかの保育園を統合して幼保一体化施設として新設。

C園 19年度	定員割れ，幼稚園の2年保育実施希望。0歳児・一時保育の希望の増加により幼と保が統合して県内初の認定こども園として新設。幼保一貫教育と子育て支援の機能の充実を目指す。地域外からの入園も認める。
D園 22年度	幼稚園の施設に，保育園，長時間の保育室を増設する。幼稚園と保育園の機能を併せ持つ一体化施設として開園。

2 建物のあり方

	園舎の特徴
A園	同一敷地内。玄関別々。遊戯室が共有（遊戯室が午睡に使用されているときは幼の子どもは使用できない） 職員室別。幼稚園と保育所の建物が一直線上に並ぶ。保育室は別。
B園	同一敷地内。職員室は共有。玄関は同じ。遊戯室，ランチルームは共有。各部屋が円形状に配置。3歳以上の幼と保の保育室は別。同年齢の保育室が隣り合わせに配置。
C園	同一敷地内。職員室は共有。玄関は同じ。遊戯室は共有。0～5歳児までの保育室が並列。4・5歳児は幼保混合で保育室は同じ。
D園	同一敷地内。玄関を中央にして，L字型に幼稚園と保育所の建物が配置。玄関は別。職員室は共有。遊戯室は共有。4・5歳児の保育室は同じ。建築に際しては，保育担当者の意見が大きく取り入れられた

3 子どもの生活のあり方，保育のあり方

	子どもの生活の仕方
A園	幼と保の保育室は別棟。園庭では一緒に遊ぶ。教育目標は同じ。教育課程・保育課程は別，指導計画は3歳児4～10月までは別で以後は同じ。保育内容の中の行事は協議して保育。担任は幼と保で別。
B園	保育室は隣り合わせの別。教育目標は同じ。教育課程，保育課程は別，指導計画は同じ（3歳児4～10月，4歳児1学期間は幼保で考慮）幼と保では登園時間が異なるので生活の流れは

	異なる。担任は幼と保で別。
C園	教育目標は同じ。教育課程・保育課程は別。午前中は長時間保育児も短時間保育児も同じ保育内容。担任は4歳児は保育士，5歳児は幼稚園教諭。
D園	教育目標は同じ。教育課程と保育課程を別に作成するが保育課程に準ずる。指導計画は同じ。登園時間は同じ。午後2時まで4・5歳児は幼稚園舎で生活。給食も幼稚園舎で食べる。午後の保育所での保育は4・5歳児のフリーの保育者が常時おり担任は当番制（保育部で保育をする人と幼稚園に残って翌日の準備をする人）担任は幼と保のペア。

4 教職員の管轄場所

	教職員の所轄場所
A園	幼は教育委員会，保は保育課
B園	幼は教育委員会，保は保育課
C園	幼保ともに健康福祉部。県からの書類は教育委員会。
D園	幼保ともに教育委員会，

5 一体化型施設になってよかった点

	一体化型になってよかったと考えること
A園	子どもが同じ空間で遊んだり行事を共に経験したりすることを通して，幼保の保育者で共通理解すべきことやその大切さを実感できた。
B園	保育室が隣り合わせで，3歳児以上の幼保の保育者が一緒に子どもの姿を見ながら保育のあり方を協議し，自分の保育を改善する姿がみられる。お互いのよいところを取り入れようとする姿勢がみられる。
C園	保育所の保育者が行事や環境を通しての教育について考えようとする姿勢がみられる。
D園	一緒に働くことによって幼稚園は研修をし，幼児教育について日々学ぶことができている。保育所側も研修の必要性を実感し，自主的に学ぼうとする気持ちが強くなった。

6 課題

	今後の課題
A園	勤務体制が異なるが保育内容を協議する時間を確保する工夫をすること。お互いに相手のよいところを取り入れようとする気持ちを強くもって取り組むこと。長時間保育児と短時間保育児とが混合クラスになったときの保育のあり方について学ぶこと。研修時間の確保。
B園	長時間保育児の午後からの生活の内容について考えることが必要。研修時間の確保。0，1，2歳児の保育と3歳以上の保育とのつながりなど保育の内容，指導法について考える必要がある
C園	教職員一同で，すべての子どもを保育していくという気持ちがなければ指導計画や保育内容の充実を図ることは難しい。多種多様な保護者の要望に対する対応のあり方。何のための一体化施設かを常に考えることが必要。
D園	最初，短時間保育児の保護者が次第に長時間保育を希望する気持ちが強くなる現状に対しての対応の在り方。保育者は幼児教育で育てなければならないものをしっかりとつこと。保護者に子育ての意義・喜びなどを伝える方法の検討。何のため，誰のための一体化施設かをよく考えること。

○幼保一体型の施設といっても，同一敷地内にあるが，建物のあり方はさまざまである。●玄関が別々で一直線上に幼稚園と保育所が並び遊戯室，園庭を共有している ●玄関は同じで，園庭，遊戯室，ランチルームが共有。円形に各部屋が配置。3歳児以上の幼と保の保育室が隣合わせの形 ●玄関は同じ。園庭，遊戯室は共有。部屋は廊下を挟んで配置され半円の形。4歳児以上の保育室は長時間保育児と短時間保育児は同じ。途中から短時間保育児が抜ける。●園庭，遊戯室は共有で，4歳児以上の生活する保育室のある幼稚園と長時間保育の子どもの玄関，生活する部屋と0歳児からの保育所とが連続している形。

○教育目標はどの園も幼稚園（短時間保育児）と保育所（長時間保育児）とで共通である。

保育者の管轄される所轄箇所，保育内容や子どもの生活

の仕方は幼稚園（短時間保育児）と保育所（長時間保育児）で異なっている。

○幼保が一体化施設園として運営される時間の経過につれて教職員の間に変化が認められた。一体化施設の形で運営して5年経つ（D園は3年）現在、どの園も教育目標を共通にして保育にあたっている。教職員が、幼稚園と保育所のそれぞれの子どもの育ちと保育の具体的な場面をお互い直接見聞きすることにより、子どもの生活のリズムや情緒の安定を考慮した生活を保障し、健やかな発達を援助する保育のあり方を幼稚園教諭と保育士が同じ土俵上で考えていこうと努力をしはじめている姿をとらえることができた。具体的な効果については、まだ資料が十分ではないので述べることはできない。

考察と今後の課題

1 幼稚園と保育所が一体化の方向に進まざるを得ない場合、それぞれの設立の目的とこれまでの歴史、それぞれの保育者の思い、地域の実情を考慮して、時間をかけてゆっくりと建物の形、教育課程・保育課程、指導計画、子どもの生活のあり方、学級編成、保育者の勤務体制などを整えていく必要がある。

日本の場合幼稚園と保育所とは設置された時点で、子どもの遊びの場や教育のために設置された幼稚園と家庭での保育に欠ける子どもの保育のために設置された保育所というように目的が異なっていた。しかし、女性の社会進出、母親の長時間労働、少子化、家族機構の崩れなどから、園で子どもの生活する時間、保育内容などは、幼稚園教育要領と保育所保育指針にみられるように国の基準の段階で両者を、限りなく接近させてきている。そのうえ、財政難から、幼稚園、保育所の運営を一体化させざるを得なくなった。

このように社会の事情から幼保を一体化しようとしても、保育・幼児教育の考え方、子どもの遊び、環境を通しての教育、子どもの発達などについての考え方が、文章で書いた場合は幼稚園と保育所の間で同じようにみえても、実際の保育・教育の場面をみると幼稚園と保育所では異なっている。実際に子どもの保育・教育を担当する保育者の立場から考えると、保育内容、指導のあり方までを急いで一つにものにするには、いろいろ問題を

生じさせる。我々が調べた結果からでも、それぞれの保育者が思いをお互いに言い合い子どもにとって充実した生活を保障するための保育のあり方を話し合い始めるまでに3年から5年近くかかっている。まずDの型のような形から、乳幼児期の子どもの発達を支えていく保育・就学前教育についてゆっくり時間をかけて構築していくことも一つの方法と考える。

Dの型の幼保一体化施設での子どもの生活と保育者のかかわりは次のとおりである。

0歳児から3歳児は、一日中保育所の棟で生活する。4,5歳児は朝、全員幼稚園の園舎に登園し、午後2時まで幼稚園教諭を中心に幼稚園教諭と保育所保育士と共に生活をする。保育終了後、全員靴を履いて家庭に帰る子どもと保育所の靴箱に靴を入れ保育所に向かう子どもとに分かれる。保育所に向かった子どもは保護者の迎えまで、保育士を中心にした生活する。その間、幼稚園教諭は、保育室の片づけと明日の保育の準備をした後、保育所に向かう。このDの型のような幼保一体化施設園には、次のような利点が認められる。

○保育者にとって

1) この形は幼稚園か保育所のどちらかの考え方や方法に合わせなければならないというプレッシャーは少ない。幼稚園教諭と保育所保育士の今までの仕事内容との混乱を感じることは少ないと考えられる。しかし、そこには、保育者間にお互いを尊敬しあう、相手の考えを受け入れてみて子どもや保護者にとってどのように保育・教育、子育て支援をしていくかを構築していく人間性と保育をデザインする力が要請されることは自明のことである。

2) 幼稚園教諭の免許しかない保育者は、0歳児から6歳児就学前までの子どもの発達、子どもの保健、子どもの食と栄養については、現在の幼稚園教諭免許取得に必要な学修内容に含まれていない。この点については、保育士資格を有する保育士に主たる担当者になってもらい協働の形で保育にあたることによって解消されている。反対に保育士資格のみの保育者に学修されていない教科に関する科目を必要とする部分では幼稚園教諭免許取得の保育者が主たる担当となってカバーし合うことによって解決している。このDの型の形で幼稚園教諭と保育士とが協働して保育・教育にあると学校教育の始ま

りとしての就学前教育・幼児教育についても保障できる。よって過度期を乗り切る形として有効であると考ええる。

○子どもにとって

子どもの生活を考えた時、朝、一緒に生活した子どもが午後ある時間になると、家庭・地域で生活する子どもと、そこから保育所で生活する子どもに分かれる。すなわち全員一度幼稚園での生活に区切りをつけて新たな生活を展開する。保育所で生活する子どもにとっては、それまでの生活を知ってくれている人と生活できるので、時間、生活の連続性は確保され、情緒的にも安定して生活できる。

○保護者にとって

保護者は、勤務状況によって子どもの生活する場所の移動を考えなくてもよいので安心して勤務することができる。

しかし、子どもを育てることに誇りと喜びを感じている保護者ばかりでない場合、目の前に常に長時間保育してくれる姿を見た保護者のなかには、長時間保育の必要がないのに預かってもらう方向に流れることがある。このことは親としての子育てをする喜び・責任の放棄につながる。いかにして保護者に子育てと自分の生活の維持とのバランスを考えてもらうか保育者に新たな役割が科せられる。

○実際に施設を使う者にとって

午後からの子どもたちが生活する場と保育所部分の増設にあたって、0歳児から6歳児（就学前）の子どもが生活する環境の視点から、現場の意見をできるだけ反映してもらう努力をしたそうである。乳幼児期の子どもは興味をもった環境に直接働きかけることにより、心身の様々な機能が成長発達していく時期である。

D園は、園の設計を考えると、現場の教職員が子どもが長い時間生活する建物であること、今後園に求められる機能を取り入れることを建築設計の段階で行政側に強く要望した。行政側も実際に生活し、使用する現場を預かる教職員の要望を聞き入れながら予算などぎりぎりの線まで、検討した結果完成した建物である。

一つ例をとると、材料・用具、遊具などの収納場所とその数が工夫されている。子どもたちに生活の変化・成長発達に応じた様々な経験を大事にする機能を果たすために園には、物置、つまり物の収納場所がどれだけ確保

されているか、またその場所については非常に大事な要素となる。D園は、保育者、行政、業者等が、この園を誰が、どの位の時間、どのような生活を、どのような目的で過ごすのか等を共通にした。そして、建物の向き、位置に始まって、子どもたちが長い時間生活することを考え、その時点で考え得る最高の施設をつくろうと考えて取り組まれた。そして建物を考えた教職員がまず使い、よりよいものへと改良を重ねている。ただ子どもを収容できる箱ものをつくれればよいという考え方でできたものではない。

2 幼保の一体化施設の方向へ進めていくにあたって検討しなければならないこととして、次のことをあげる。100年の歴史をもつ乳幼児の集団施設としての幼稚園、保育所に加えて、行政サイドから新たに幼保一体化施設（認定こども園）ができようとしている。この時期に、幼稚園教育が学校教育の始まりとうたわれていることを全うするために、また保育所であろうと幼稚園であろうと等しく就学前教育を受ける権利と質の高い保育を確保するにあたって、岡山市内と県北の幼保一体化施設の現状から、次のことを検討事項としてあげる。

（1）保育施設のあり方を考える場合、何を基本とするかを検討すること。子どもが中心であることを忘れないようにする。

子どもにとって幸せか、親にとってありがたい施設か、個々の人の幸せ、地域の幸せ、良質の保育の保障などの視点から考える必要がある。

（2）人間は環境に左右される生き物であるといわれている。人間形成の一番大事な時期に一日の大半を生活する場として、子どもが人として豊かな体験ができる保育施設・環境であることが大切である。

人として成長・発達する姿に応じた排泄、食事、遊び、休息・睡眠、仲間と過ごす、一人で過ごす、共に生活する者同士で相手のためになにかができることをする場、いたわったりいたわられたりするなどの体験ができる生活環境を保障する。

0歳児から6歳児までの子どもが生活する環境である。しかも、成長発達するものが大きい発達の時期の子どもの保育施設として自然環境、日当たり、風通し、広さ、目に入るもの、触れるもの等の点から場所を考える。家庭の機能がますます失われる傾向にある中で、保育の

必要な子どもたちに、その年齢に応じた成長発達を促し、日本の文化を身に付け、次世代の子育てができる人間としての基礎の部分の培っていくための保育施設はどうあらねばならないかをわれわれ大人は真剣に考えなければならない。待機児童の解消や保育士不足の解消にのみ懸命であると、はたと振り返ったとき・気づいた時に人間としての心、他者を気遣う心を失い、自然との関係に無関心な子どもが多く育っていたということにはならないようにしなければならない。

(3) 長時間保育が子どもや保護者にもたらすものについて、早急に研究することが必要である。

幼保一体化施設になることによる子どもや保護者にとっての利点の大きなものとして長時間保育が可能になることがある。長時間保育への要望に応えるためにこの一体化を進めていく前に長時間保育のもたらすデメリットをきちんと把握しなければならないであろう。長時間保育によって生じる課題を早急に解決する方策を考えることが必要である。

<課題>

- ・長時間保育施設で過ごすことは、家庭の教育機能、保護者が親として育つ時間を減らしていくことになる。保育施設での保育が本当に必要な家庭には保育・教育を保障しつつ家庭の教育機能、保護者が親として育つ機会が失われることにならないようにするための方策が現場に求められる。

例えば、親と生活する時間が短くなるので、親との愛着心の構築の仕方、短時間で密度の濃い対応の方法(子育て支援)を考えることなどが必要となる。

- ・子どもは、園での生活の規範・仕方にのっとって生活する時間が長くなる。家庭で過ごす時間が長い場合は、家庭の生活のあり方を園の方が考慮していたが、これからは園の生活のあり方を家庭に伝え、まだ子どもがその場その場で適応できない発達段階の時期は、保護者が園でのやり方に沿う努力をしないと子どもは情緒的に不安定になる。保護者が子どもの生活のリズムや情緒の安定が、子どもの育ちにいかに重要かを理解し子育てに実践できるように、支援できる保育者の力が求められる。

- ・長い子どもは6年間保育施設で生活をするようになる。生活が単調で慣れた生活になると乳幼児期に育ててお

きたい意欲・自発性・主体性が認められにくくなる。生活に静と動、緊張と緩和、戸外と室内などのバランスを考慮した生活の仕方や健やかな健康、豊かな情操、鋭い知性、円満な社会性を身に付けるための保育内容を考え実践する、すなわち保育の質を高めていく努力が必要となる。

- ・親から何かをしてもらった経験や家庭生活の経験が少ない子どもが存在するようになる。このような育ち方をした子どもが、将来家庭人や親になったとき家庭を営んだり、子育てをしたりすることができるであろうか。動物園の檻の中で飼育されたチンパンジーは出産しても育てることができないといわれている。人でも子育ては親になれば自然にできるものではない。一般的に子どもは親の後姿を見ながら育つといわれ、親の子育て・生活のありようを見る時間が必要である。親の子育ての様子を見ることによって学ぶものがある。それならば、今後、園での生活の中に子育ての場面を見る機会を積極的に取り入れることを考えることが必要となろう。例えば、0, 1, 2歳児の保育室と3歳児以上の保育室との位置関係、生活の様子をみる機会をもつなど。
- ・子どもは集団の中で常に周りに人がおり、周囲の様子を気にしながら、常によい子であり続けることがどこまで可能か。

自分を抑えて生活していた場合、どこかで自分を発散させるときを迎えるのではないだろうか。自己抑制ができなければならない時期に表面化する可能性もある。そうすると最悪の場合、社会生活を送ることができないこともある。家庭の中では、わがままや自分の思いを他の兄弟や親にぶつけ、トラブルを体験する。その中で感情の押さえ方や力の出し方を泣いたり、悔しい思いをしたり、諭されたりしながら学んでいく。この体験は自己調整力を身に付けていく上で重要である。人は大きくなるにあたって、それぞれの時期に適当な葛藤をくぐりぬけることによって、心身が鍛えられるが、長時間、保育施設で過ごす場合そのような場・体験をどのようにして保障するのか。今の安全を重視するあまり、子どもがその発達の過程で体験しなければならない葛藤場面を取り除く風潮がある。人としての基本的なものが培われる時期の生活のあり方を保育

者や子どもをもつ保護者だけでなく、みんなで真剣に考えるときではないか。

- ・子どもの生活にとって遊びは不可欠のものであることは自明のことである。しかし、常に保育者に見守られている（見られている）生活の中で大人の目から見て好ましい遊びだけが大事にされないようにしたい。大人にとって無意味に思えることでも子どもが目を輝かせ一生懸命取り組んでいる事柄を十分させてやれる時間と場の保障とゆったりと子どものすることをにこやかに、まずは受けとめていく余裕をもって保育にあたることも子どもの成長にとって必要であろう。
- ・長時間保育の場合、保育者は保護者に子どもを育てることの手助けや替わってしてあげるだけでなく、大変な中にも子どもを持つが故の喜びを保護者に実感してもらえ工夫や子どもに費やす時間は子どもが育つほんの一時であること、親にしかできないことなど、保護者が親として成長していく援助の方法を身に付けることが今以上に望まれる。そして、保護者と子どもとの間に愛情が育まれるように仲介の役を果たす工夫をする。このように保育者は子育て支援の技術技能を今以上に身に付けることが必要となる。
- ・同じ施設、人間関係の中で長く過ごすことによるいじめ、集団内の順位付けに対する手立てについて考える必要がある。また、人との出会いも6年間同じ傾向になることへの配慮をする。

人間の生活には穏やかなときがあれば深刻な雰囲気や漂うときもある。しかし家族の中ではその雰囲気を感じ取りながら、自分の立ち位置等を体得していくことができている。園で長時間過ごすとなるとそのような人との距離の取り方などはどのような形で体得せればよいか。

また、長時間同じ集団の中で生活する際に生じやすい集団の力関係の固定化、学級内の仲間関係が定まった場合、それを再び打破することがむづかしい。新しい集団にはいればまた新たな力関係や仲間関係が築かれる。しかし、そうでない場合は、この子はこのような子どもだと判断されるとずっとこの見方をする集団の中で生活しなければならなくなる。これは、子どもにとって苦痛であり、これから先の長い学校生活、社会生活の中で人とかわり合って生活することから逃

避したい気持ちを生じさせる要因となる恐れがある。

(4) 養成校にとっての課題

幼保が一体化施設になる場合養成課程で保育者としての学修内容について検討する必要がある。

現行の保育士養成課程にあり幼稚園教諭養成課程にない学修内容は、

- ・保育原理 ・社会的養護内容 ・児童家庭福祉
- ・保育の表現技術 ・社会福祉 ・保育実習
- ・相談援助 ・家庭支援論 ・保育相談支援
- ・子どもの保健 ・子どもの職と栄養
- ・乳児保育 ・障害児保育 ・社会的養護である。

一方、保育士養成課程にない学修内容は、

- ・教科に関する科目・・・国語・算数・生活・音楽・図画工作・体育
- ・教職に関する科目・・・教育原理
- ・教育課程及び指導法に関する科目
- ・生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目・
- ・教育職員免許法施行規則第66条の6に規定されている科目・・・日本国憲法 情報機器の操作である。

以上から次のことが言える。当然のことであるが幼稚園教諭と保育士がかかわる保育の対象、時間、年齢による保育環境の違いから、保育士養成課程に配置されている教科目群の幅が広い。たとえば、乳児保育、障害児保育、社会的養護、子どもの保健、子どもの食と栄養等がそれにあたるが、保育士養成課程のなかに、幼児に関する幼稚園教諭課程のものが含まれているといえる。しかし、この子どもたちが連続して生活する小学校との関係について学ぶ教科目がないことは、これからの乳幼児保育・教育を担当する保育者養成にとって考えなければならない課題であろう。

また、就学前の子どもの保育・教育については、今後保育士資格と幼稚園教諭免許との併有によって、一体化施設園の教育の部分は強化されるであろう。しかし、三歳児未満児及び就学以降の子どもの最善の利益を考慮した生活のあり方を忘れてはならない。保育士養成課程と幼稚園教諭養成課程の枠を超えて、今後議論する必要があると考える。

終 わ り に

今後の保育施設のあり方を示す子どもたち、保育者、保護者がともに、いきいきと力いっぱい園生活を楽しむことができるモデル園を公立園で！

子どもの人数が少なく幼稚園も保育所も集団としての機能を果たし得ない地域では、幼保一体化施設とせざるを得ないが、ある一定の人数が確保できている場合は幼稚園、保育所独自の施設を残して保護者に選択の余地を与えることが望まれる。そして公立園でモデルとなる幼保一体化施設園を運営することが早急に望まれる。長時間保育の子どもにとっての最善の利益と人間形成の基礎の部分をつくるための保育内容、保育のあり方を現場の幼稚園と保育所の保育者が、子どもと一緒に見ながら、子どもにとってどうあることが子ども自身にも保育者自身にも楽しく、前向きに生活できるか知恵を出し合って保育を創り上げることが必要である。

環境を通して教育される時期の子どもが生活するのにふさわしい環境で、子どもが充実した生活を体験できる保育室、園庭を中心とした施設設備の充実を要望する。幼児期は幼児が環境にかかわり、興味関心をもったことに繰り返し取り組むことを通して学んでいく時期である。また仲間と触れ合い共に活動する中で、思いを伝え、聞き、力を合わせて生活しながら社会性を身に付けていく時期である。このような保育を創り上げていく環境であってほしい。午後からの保育内容についても、集団での生活から解放され一人一人がゆったりとした時間の流れの中で、保育者とおやつを用意したり、散歩に出かけたり、好きな遊びをしたり保育者の手伝いをしたりしながらの生活など、明日への生活に再び元気に向かっていける場として考えることも大事なのではないか。もちろんそのためには、保育者一人当たり何人の子どもを担当することになればよいかを早急に検討する必要がある。公立園で研究的に保育を実践し、子どもたちの健やかな発達と保護者に子育ての楽しさ・喜びを保障できる保育施設のあり方を究明することが必要と考える。

そのためにも、保育所保育士に研修の機会の充実をはかってほしい。保育所保育士に義務づけられた研修をきちんと実施し、幼稚園教諭と保育士が同じ保育をみて、遊び特に幼児自らが選んでする活動、基本的な生活習慣の

身に付け方、規範意識の形成過程、幼児の主体性と保育者の計画性との関係、安全と挑戦への意欲との関係等について研修し合うことが必要であると考えます。

幼保一体化施設園の教職員の福利厚生特に、年金、共済組合関係の保障を明確にすることも保育者が意欲をもって働くためには必要なことであると考えます。

注

- 1) 森元眞紀子 三村玲子「元幼稚園教諭からみた幼保一体化施設における運営上の課題—現場の聞き取り調査より」中国学園紀要 第10号pp169-177
森元眞紀子 三村玲子「幼保一体化施設園の現状と課題—現場の保育者のアンケート調査より」中国学園紀要第11号pp39-48

参 考 文 献

- 「保育のおもむき」「保育のみらい」「保育の心もち：ひかりのくに 秋田喜代美
「幼児教育を考える22章 現代的課題を原点から問う」：北大路書房 秋山和夫
子ども子育て3法
教育基本法 学校教育法 児童福祉法
「遊びの中の『学びの過程』」：明治図書 滋賀大学教育学部附属幼稚園